

京信カードローン「京信LINE」

(2024年6月3日現在)

商品名	京信カードローン「京信LINE」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地域内に居住または勤務している方 ・お申込時の年齢が満20歳以上満69歳未満の方 ※専業主婦・主夫(安定継続した世帯収入のある方)の方もご利用いただけますが、ご融資金額は50万円以下のみのお取扱いとなります。 ・当金庫の指定する保証会社の保証を受けられる方 ・当金庫の定める融資基準を満たしている方
お使いみち	ご自由です。但し、事業資金は除きます。
ご利用限度額	10万円以上1,000万円以内(10万円単位) ※審査結果によっては、お申し込みいただいた額と異なる場合があります。
ご契約期間	<p>1年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間は、原則、自動的に更新されます。但し、契約期間更新時に保証会社による審査があり、契約更新できない場合があります。 ・満69歳に達した後は、新たな契約の更新はいたしません。
ご融資利率 (通常金利)	<p>固定金利です。</p> <p>通常金利：年3.800%・年6.800%・年9.800% ・年12.800%・年14.500%</p> <p>※通常金利は、当金庫の審査により上記5つのいずれかの金利に決定します。 ※金利につきましては個人ローンセンターまでお問い合わせください。</p> <p>●以下の条件を一つ以上満たしている方については、通常金利より年1.000%引き下げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫で給与振込を受けておられる方 ※通帳に「給振」と表示される明細でのお受取実績に限ります。 ②当金庫と「パートナー覚書」を締結している事業所にお勤めの方(役員、事業主の方もご利用いただけます。) ③当金庫のVパートナーに加盟している事業所にお勤めの方(役員、事業主の方もご利用いただけます。) ④当金庫で住宅ローンのご利用がある方 ※一部金利引下げを適用することができない住宅ローンがあります。

ご返済方法 ・ ご返済金額	ご返済日に、前回約定返済後の貸越残高に応じて次の金額を返済用普通預金口座から自動引落させていただきます。(残高スライド方式)	
	前回約定返済後の貸越残高	返済額
	30万円以下	5,000円
	30万円超50万円以下	10,000円
	50万円超100万円以下	20,000円
	100万円超200万円以下	30,000円
	200万円超400万円以下	50,000円
	400万円超600万円以下	60,000円
	600万円超800万円以下	80,000円
	800万円超1,000万円以下	100,000円
※毎月のご返済額に加えて、臨時にご都合のよい金額をご返済いただくことができます。		
お利息の計算方法	(前月の返済日から当月の返済日の前日までの毎日の貸越残高の合計額) ×年利率÷365日で計算します。 ※付利単位は100円です。	
ご返済日	毎月10日(休日の場合は翌営業日となります。)	
保証人及び担保	不要です。 ・当金庫指定の保証会社の保証をご利用いただきます。 ・保証料は融資利率に含まれています。	
手数料	不要です。	
自動融資機能	自動融資機能(クレジットカードや公共料金の自動支払い等の際に普通預金の残高不足額を自動的に融資する機能)はありません。	
お申込時にご用意 いただく書類	・ご本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ・ご融資金額300万円超の場合、所得確認資料(源泉徴収票、住民税決定通知書、確定申告書、公的収入証明書) ※ただし、ご融資金額に関係なく審査において提出を依頼する場合があります。	
ご返済試算額	個人ローンセンターまたは店頭にお申し出いただければ、ご返済額を試算いたします。	

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 商品の苦情等は、当金庫営業日に、 お客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。 ・紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所 (9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けて います。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等 で紛争の解決を図ることもできます。また、 各弁護士会紛争解決センター等に直接お申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都 以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会に おいて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあり ます。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みいただいても、審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、 あらかじめご了承ください。 ・本商品の事前審査は、専用のウェブサイトにて承っています。(店頭では お申込いただけません。) ・ローンカードは転送不要の本人限定受取郵便(特定事項伝達型)でお届けします。 ・仮審査結果通知から2カ月を過ぎた場合、再度所定の審査をさせていただきます。再審 査の結果、ご希望に添えないこともあります。 ・仮審査承諾後の本申込時に、申込内容が仮審査時と相違することが判明した場合、ご 希望に添えないこともあります。 ・今回のお申込により当金庫からのお借入総額(一部の借入金を除く)が700万円を超え る場合、当金庫の出資会員となつていただく必要があります。その際、別途出資金が必要 となります。